

国立大学法人徳島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当の額を，国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果，役員としての業務に対する貢献度等により，期末特別手当の額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	平成17年12月1日付けで，本給月額0.3%引き下げを実施した。
理事		平成17年12月1日付けで，本給月額0.3%引き下げを実施した。
理事(非常勤)		該当者なし
監事		平成17年12月1日付けで，本給月額0.3%引き下げを実施した。
監事(非常勤)		報酬基準の改定は実施していない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	19,210	13,736	5,474	()		
理事 (5人)	74,050	52,824	21,050	176(通勤手当)	3月31日 1名	
監事 (1人)	11,821	8,436	3,361	24(通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,440	1,440	()			

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長		年 月			該当者なし
理事		年 月			該当者なし
監事		年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

平成15年度末定員の範囲内で、本法人の業務に合った各部局毎の適正配置を行い、学内において決定された当初予算の枠内で運用管理している。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表を参考とし、人事院勧告に準拠して給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価の結果を基礎資料とし、その成績等に応じて、現に受けている基本給の昇給・昇格・降格及び賞与（6月期、12月期）における支給割合の増減を決定する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：業績手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者は、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準(必要経験年数等)に合致している者については、上位の職務の級に決定することができる。(給与法に準拠) 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成17年12月1日付けで次のとおり改正を実施した。

- ・すべての基本給表の基本給月額を同率0.3%引き下げ
- ・配偶者に係る扶養手当支給月額を13,500円から13,000円に引き下げ
- ・初任給調整手当の最高額を50,200円から50,000円に引き下げ（最高額未満の部分についても減額）
- ・基本給月額の減額に伴い、基本給の調整額の調整基本額引き下げ
- ・平成17年12月期の賞与（業績手当）の支給割合を0.025月分引き上げ

2 職員給与の支給状況
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,504	44.8	7,065	5,106	49	1,959
事務・技術	362	44.2	5,799	4,217	62	1,582
教育職種 (大学教員)	758	47.1	8,536	6,141	40	2,395
医療職種 (病院看護師)	280	39.3	5,221	3,805	51	1,416
医療職種 (医療技術職員)	86	44.0	5,793	4,211	61	1,582
その他医療職種 (看護師)	2					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
技能・労務職種	15	51.4	5,153	3,761	47	1,392

任期付職員	32	37.7	6,464	4,750	46	1,714
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	25	37.7	6,652	4,896	45	1,756
医療職種 (病院看護師)	5	34.7	4,199	3,106	35	1,093
指定職種	1					

非常勤職員	187	35.6	3,185	2,483	49	702
事務・技術	49	40.4	2,770	2,061	64	709
教育職種 (大学教員)	32	36.3	4,620	3,439	45	1,181
医療職種 (病院医師)	39	28.3	2,144	2,144	19	0
医療職種 (病院看護師)	27	30.2	3,447	2,559	48	888
医療職種 (医療技術職員)	22	28.1	3,273	2,443	57	830
技能・労務職種	18	53.9	3,515	2,599	71	916

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：常勤職員の医療職種（病院医師）、在外職員、任期付職員の医療職種（病院医師）及び再任用職員の全ての職種については、該当者がいないため記載していない。

注：その他医療職種とは、大学の学生や職員に対する保健管理に関する業務を行う職種を示す。

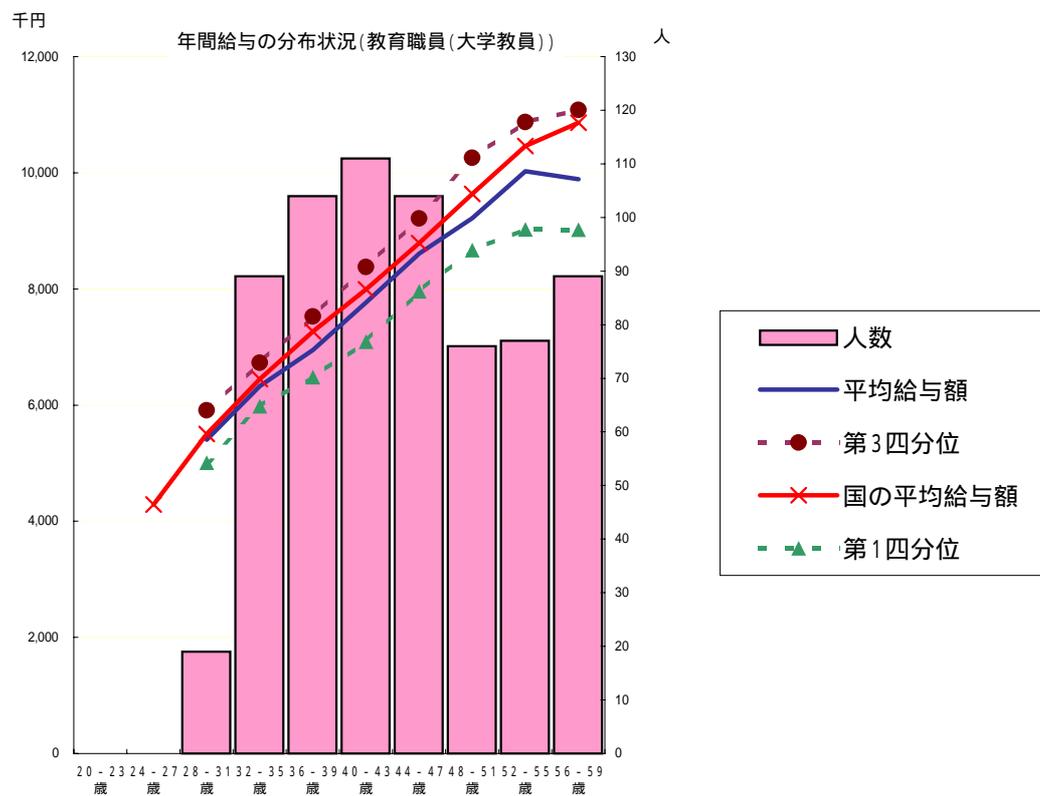
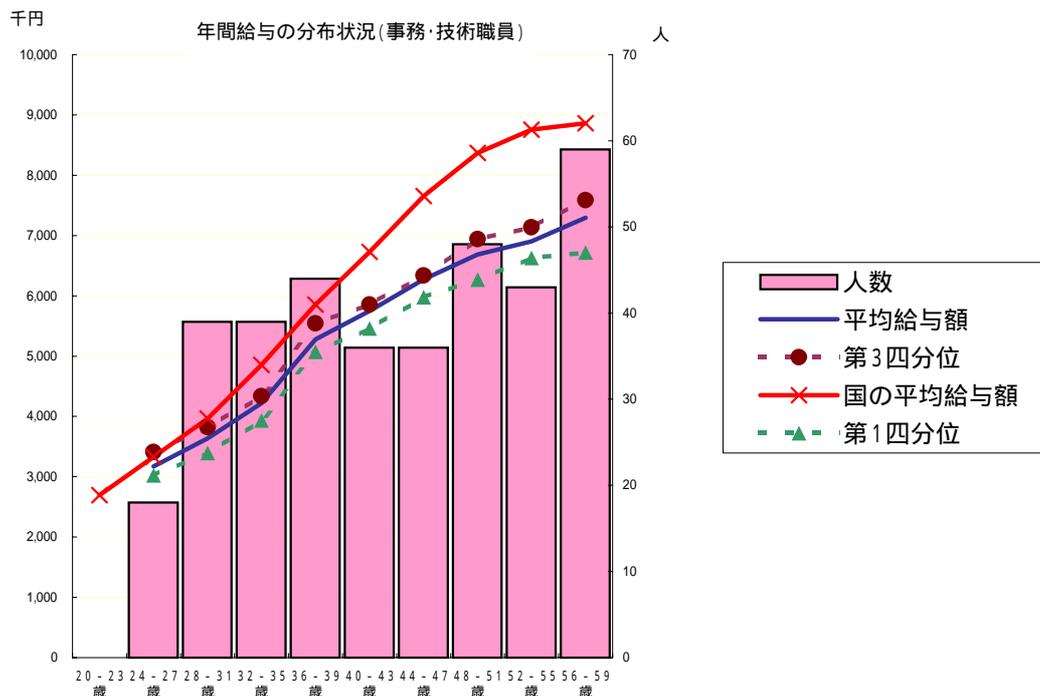
注：指定職種とは、医学部・歯学部附属病院長である。

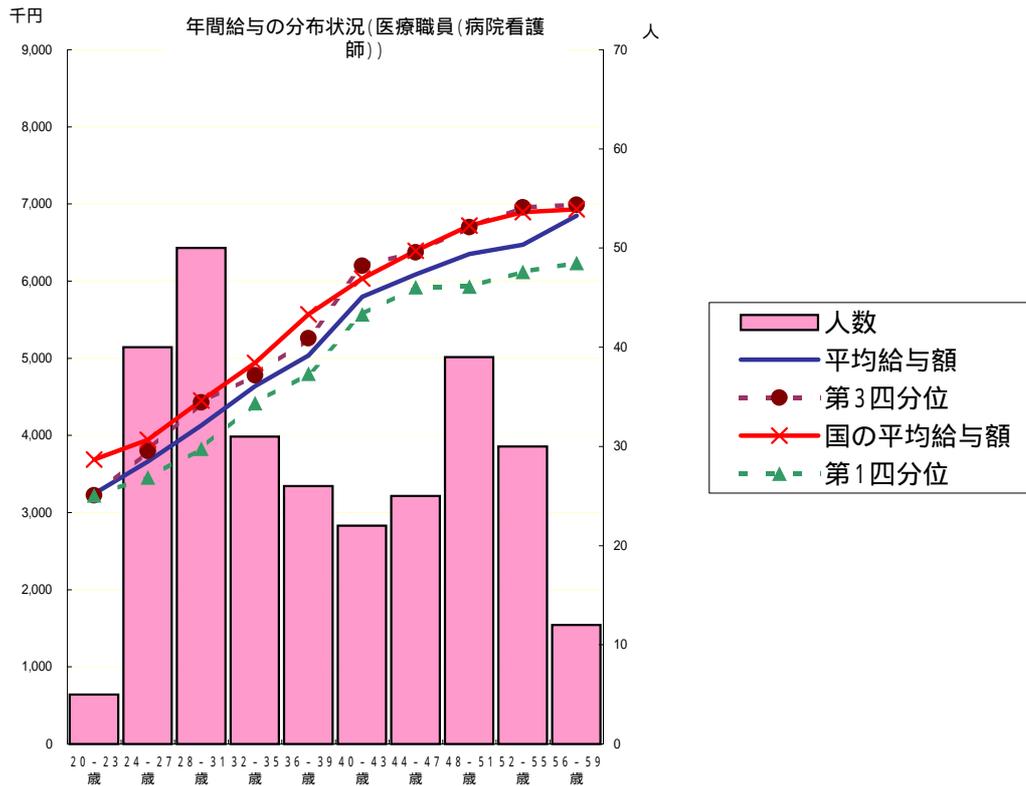
注：技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員等である。

注：常勤職員のその他医療職種（看護師）及び（医療技術職員）については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注：任期付職員の事務・技術及び指定職種については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員,任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)





(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	3	58.5	—	10,697	—
課長	19	53.4	8,042	8,449	8,998
課長補佐	31	55.8	6,991	7,164	7,309
係長	157	49.4	6,007	6,347	6,759
主任	75	39.4	4,684	5,103	5,573
係員	77	30.6	3,342	3,671	3,902

注：「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。
 注：「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」, 「事務長補佐」及び「専門員」を含む。
 注：「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。
 注：「部長」の該当者は3人のため、四分位の欄は記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	262	55.6	10,000	10,587	11,198
助教授	193	45.9	7,924	8,380	8,923
講師	94	42.8	7,266	7,776	8,343
助手	188	38.8	6,027	6,411	6,824
教務員	21	46.1	5,000	5,383	5,892

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
看護部長	1	57.5	—	—
副看護部長	3	50.2	—	—
看護師長	36	49.8	6,428	6,954
副看護師長	49	44.2	5,254	6,467
看護師	188	35.5	3,818	5,531
准看護師	3	54.2	—	—

注：「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年給与の平均額及び四分位の欄については記載していない。

注：「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注：「副看護部長」及び「准看護師」の該当者は3人以下のため、四分位の欄は記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)

(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務員	事務員・主任	係長・専門職員主任	課長補佐・専門員 係長・専門職員	課長・室長・事務長 課長補佐・専門員
人員 (割合)	362 人 ()	24 人 (6.6%)	69 人 (19.1%)	169 人 (46.7%)	69 人 (19.1%)	22 人 (6.1%)
年齢(最高 ~最低)		38~24 歳	49~27 歳	59~35 歳	59~38 歳	59~39 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,636 ~ 1,949 千円	4,049 ~ 2,362 千円	5,224 ~ 3,128 千円	6,029 ~ 4,704 千円	6,386 ~ 5,025 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		3,507 ~ 2,685 千円	5,494 ~ 3,253 千円	7,084 ~ 4,338 千円	8,074 ~ 6,617 千円	8,532 ~ 7,058 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長・室長・事務長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	6 人 (1.7%)	3 人 (0.8%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)	57~47 歳	59~57 歳	~ 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)	7,533 ~ 6,468 千円	8,067 ~ 7,254 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)	10,154 ~ 8,869 千円	11,086 ~ 10,110 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	758人 ()	21人 (2.8%)	188人 (24.8%)	95人 (12.5%)	192人 (25.3%)	262人 (34.6%)
年齢(最高 ~最低)		58~28歳	64~28歳	64~31歳	64~32歳	64~40歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,301千円 ~ 3,140	5,885千円 ~ 3,352	6,622千円 ~ 3,991	7,076千円 ~ 4,575	10,164千円 ~ 5,365
年間給与 額(最高 ~最低)		5,966千円 ~ 4,209	8,104千円 ~ 4,494	8,981千円 ~ 5,477	9,765千円 ~ 6,343	14,366千円 ~ 7,589

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		看護助手	看護師	看護師長 副看護師長 看護師	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	280人 ()	3人 (1.1%)	188人 (67.1%)	61人 (21.8%)	25人 (8.9%)	2人 (0.7%)
年齢(最高 ~最低)		55~53歳	59~23歳	56~31歳	58~40歳	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,105千円 ~ 3,739	4,828千円 ~ 2,273	5,149千円 ~ 3,081	5,214千円 ~ 4,248	~
年間給与 額(最高 ~最低)		5,498千円 ~ 5,115	6,583千円 ~ 3,101	7,208千円 ~ 4,217	7,324千円 ~ 6,009	~

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	該当なし (0%)	1人 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)	~	~

注：7級における該当者が1人・5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.1	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.9	% 34.0
	最高～最低	% 46.7～31.4	% 43.4～29.8	% 45.0～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 68.8	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 31.2	% 32.3
	最高～最低	% 36.4～30.7	% 34.0～17.8	% 35.1～25.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 66.8	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.2	% 34.3
	最高～最低	% 43.6～32.3	% 43.1～30.2	% 42.8～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 68.7	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 31.3	% 32.5
	最高～最低	% 49.6～31.2	% 44.0～29.2	% 46.8～30.2

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.2	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.8	% 34.9
	最高～最低	% 36.4～35.8	% 34.0～33.5	% 35.1～34.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.2	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.8	% 32.9
	最高～最低	% 36.4～31.3	% 34.0～15.3	% 35.1～24.8

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

83.7
96.5

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))
対他の国立大学法人等

95.8
94.5

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

93.9
96.0

注1：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2：教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

前回公表(平成17年6月30日公表)の数値と今回公表の数値を比較すると、特に医療職員(病院看護師)において、前回公表の数値は、「对国家公務員(医療職(三))」が98.9、「対他の国立大学法人等」が101.0となっており、今回の数値が、それぞれ前回よりも5.0減少している。

これは、前回の算出時において、本来算入すべきでない特殊勤務手当等の実績給を含めて算出していたことが原因である。

総人件費について

区分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	13,371,612	13,376,027	4,415 (0.0)	4,415 (0.0)
退職手当支給額 (B)	1,457,667	1,071,281	386,386 (36.1)	386,386 (36.1)
非常勤役職員等給与 (C)	2,247,587	2,226,349	21,238 (1.0)	21,238 (1.0)
福利厚生費 (D)	1,910,993	1,879,595	31,398 (1.7)	31,398 (1.7)
最広義人件費 (A + B + C + D)	18,987,859	18,553,252	434,607 (2.3)	434,607 (2.3)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」について
「給与、報酬等支給総額」については前年度比0.0%であり、支給額に差異は見られない。
「最広義人件費」については、前年度に比して2.3%増加しているが、これは退職者数の増加に伴い、「退職手当支給額」が増加していることが主たる要因である。
(退職者数：H16年度 = 115人，H17年度 = 150人)
2. 行革推進法，「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
中期目標については、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の「人事の適正化に関する目標」において、「中期目標期間中，「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う」旨，新たに追加された。
中期計画においては，期間中の人件費削減目標を「概ね3%」と設定した。
また，平成18年度からは，国家公務員の給与構造改革を踏まえ，これに準じた給与規則の改正を実施することとしている。
3. 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」について
給与、報酬等支給総額 13,371,612千円
人件費予算相当額 13,798,018千円

法人が必要と認める事項

特になし